

徳島県収入証紙のあり方について

<収入証紙制度について>

○県に手数料等を納付する方法のひとつ

- ・指定された販売所で証紙を購入し、申請書等に貼り付け、県に手数料等を納付



○現在、自動車運転免許証の交付など、約770種の手続で「収入証紙」により収納

※令和4年度収納実績
約82万件、約13億4千万円

行政手続のオンライン化が進展する中、
キャッシュレス決済など
多様な支払方法が求められている。

<収入証紙に関する御意見>

○県民アンケート

(R5. 10~12月)

(問) 証紙での支払

便利：12%、やや便利：7%
不便：36%、やや不便：31%

(問) 証紙制度について

証紙がよい：18%
別方法を検討すべき：67%

○専門家による

「収入証紙あり方検討会」

(R5. 11月、R6. 2月)

- ・将来的には申請、支払ともに電子化に移行すべき。
- ・一方、高齢者などに配慮し、現金収納も残すべき。
- ・まずは1~2ヶ所で廃止し、課題を洗い出すべき。

今後の方向性

○県民のメリット

多様な支払方法が可能

○行政のメリット

行政手続のオンライン化による
行政DXの推進



収入証紙を廃止します

関係条例の廃止・改正、
代替収納体制の整備と合わせ、
県民への周知・移行期間を経て、
**令和8年秋頃に、証紙に代わる
新たな納入方法の導入を**
目指します。

(参考) 証紙を廃止した7都府県
東京都、広島県、大阪府、鳥取県、
京都府、岡山県、埼玉県